

障発0201第3号
令和6年2月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和5年度補正予算分）の
実施について（通知）

障害福祉施策の推進については、かねてから格段の御配慮を賜っているところであるが、我が国では、少子高齢化の進展により生産労働人口の減少とともに、医療福祉などの社会保障サービス受給者の増加が見込まれている。

このため、将来にわたって障害福祉サービスの内容を維持、向上していくためには、生産性向上の視点や、障害福祉サービスを担う人材の確保のための対策も重要となっている。

障害福祉の現場においてロボット技術を活用することにより、介護業務の負担軽減等を図る取組を推進するため、今般、別紙のとおり「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱」を定め、令和5年11月29日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和5年度補正予算分）
実施要綱

1. 目的

本事業は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等の介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、5（2）の事業は、都道府県等が事業を適切に実施することができると思える団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

3. 対象者

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者、障害児入所施設事業者（以下、「障害者支援施設事業者等」という。）とする。

4. 定義

- (1) 「障害者支援施設事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス事業を行う者をいう。
- (2) 「共同生活援助事業者」とは、法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う者をいう。
- (3) 「居宅介護事業者」とは、法第5条第2項に規定する居宅介護を行う者をいう。
- (4) 「重度訪問介護事業者」とは、法第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う者をいう。
- (5) 「短期入所事業者」とは、法第5条第8項に規定する短期入所を行う者をいう。
- (6) 「重度障害者等包括支援事業者」とは、法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う者をいう。
- (7) 「障害児入所施設事業者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する「障害児入所施設」において児童福祉法第24条の2に規定する障害児入所支援を行う者をいう。

5. 事業内容等

(1) 施設等に対する導入支援

ア 都道府県等は、管内の障害者支援施設事業者等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、介護ロボット等導入に要する費用を補助する。

イ 都道府県等は、本事業により介護ロボット等を導入した障害者支援施設事業者等に対し、障害者支援施設事業者等における介護ロボット等の導入状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める。

ウ 都道府県等は、本事業により介護ロボット等を導入した障害者支援施設事業者等に対し、客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等の導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について報告させるとともに、これらを取りまとめの上、別に定める期限までに国に報告する。

エ また、都道府県等は、全国の障害者支援施設事業者等における介護ロボット等の導入の参考に資するよう、介護ロボット等を導入した障害者支援施設事業者等に対し、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表させるとともに、これらの公表状況について取りまとめ、介護ロボット等の活用事例として、都道府県等のホームページに掲載する等により広く情報提供すること。

また、これらの報告及び公表状況については、厚生労働省においても、介護ロボット等の活用事例として公表等を行う可能性があるため、事前に障害福祉サービス事業者等の同意を得ること。

(2) 都道府県等による導入促進

都道府県等は、以下のいずれか又は両方の事業を実施する。

ア 都道府県等は、管内の障害者支援施設事業者等を対象に、既に介護ロボット等を導入している障害者支援施設事業者等から導入に当たってのプロセス及び導入効果の説明や、介護ロボット等のメーカーによる試用の機会の提供など、介護ロボット等の導入を促進するための体験会等を実施する。

イ 都道府県等は、管内の障害者支援施設事業者等を対象に、介護ロボット等を活用した業務効率化の取組を推進するため、業務コンサルタント等の第三者を活用したタイムスタディ調査等による業務の課題分析等を実施する。

実施にあたっては、「介護ロボット導入マニュアル及び介護ロボットを活用した介護方法の手順書」（令和元年度 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業）等も参考にされたい。

6. 補助対象

(1) 補助の対象となる介護ロボット等とは、次のアからウの全ての要件を満たすものをいう。

ア 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

イ 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

- (2) 本事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1機器当たり10万円以上となるものとし、1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。

この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

また、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内で補助を行うものとする。

- (3) 1施設・事業所当たりの補助上限額は別に定めることとする。なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、4の(1)から(7)の指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。
- (4) 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。
- (5) 障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者が、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

(通信環境整備に係る対象経費)

- Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
- 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）
- 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するた

めのゲートウェイ装置等)

※ 見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

(6) 5 (2) イの業務コンサルタント等の第三者を活用したタイムスタディ調査等による業務の課題分析等の実施に係る費用については、1事業所あたり30万円を上限とする。

7. その他の要件等

(1) 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法 (PSE) 認証、S マーク、電磁両立性 (EMC) 試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。

(2) 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。

(3) 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

(4) 障害者支援施設事業者等が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

(5) 次のア及びイの条件を満たす障害福祉分野のロボット等導入支援事業について、国において補助対象を選定する際に優先的な採択を行うものとする。

ア 介護ロボット等の導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申請した場合。

イ 本補助事業の交付申請時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込みであることを都道府県等が認めた場合。

8. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。